

総合管理業務委託等に係る成績評定要綱

平成24年9月28日

公社要綱第17号

改正 令和 3年 4月 1日 公社要綱第29号(い)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する総合管理業務委託、管理業務委託及び清掃業務委託（以下「総合管理業務委託等」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、評定者が厳正かつ適切に評定を実施することにより、業務受託者の指導育成及び現地管理水準の向上に資することを目的とする。

(対象となる業務委託)

第2条 評定の対象となる業務委託は、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅（以下「一般賃貸住宅等」という。）の総合管理業務委託等とする。

(評定者)

第3条 評定者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 第一次評定者 窓口センター公社住宅係職員及び公社住宅係長
- 二 第二次評定者 窓口センター所長
- 三 第三次評定者 評定委員会

(評定の実施)

第4条 第一次評定者及び第二次評定者は、四半期に1回、別に定めるところにより、住宅ごとに総合管理業務委託等の履行状況を調査し、評定を実施する。

ただし、契約開始時、または契約終了時において3月に満たない期間の場合は、評定を省略することができる。(い)

(評定の方法)

第5条 前条に規定する評定は、総合管理業務委託等の業務委託形態により、当該住宅の評定対象項目について評定を行う。

なお、評定方法については別に定めるところによる。(い)

(委託業務指導指示書)

第6条 公社は、業務担当者または監督者が委託業務の実施に当たり、不祥事を起こしたとき又は、委託業務に対する指導が必要であると公社が判断したときは、委託業務指導指示書（以下「指示書」という。）を発行することができる。

2 前項に規定する指示書は、別に定めるところにより、前条の評定対象項目とともに評

定する。(い)

(評定委員会の設置及び開催)

第7条 公社住宅事業部長は、公社管理課を事務局とし、評定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。(い)

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、公社住宅事業部長とする。

4 委員は、窓口運営部長、公社管理企画課長、公社管理課長及び運営企画課長とする。

(い)

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。(い)

6 委員長が必要と認めた場合、一部の窓口センター所長を関係職員として会議に出席させ、意見聴取し、又は報告を求めることができる。(い)

7 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。その議事は、出席した委員の全員一致でこれを決する。(い)

8 委員会は、毎事業年度の終了後、当該年度の評定を議決するため、翌年度の第1四半期に開催する。(い)

9 前項によらず、委員長が必要と認めたときは、臨時の委員会を開催することができる。(い)

10 委員会の議事は、簡易な事項又は緊急を要するときには、文書の持廻りによって行うことができる。(い)

(評定委員会の所掌事項)

第8条 委員会は、以下に掲げる事項を所掌するものとする。(い)

一 総合管理業務委託等に係る成績評定についての審議

二 総合管理業務委託等に係る成績評定に基づく優良業者及び不適格業者についての審議

三 委員長が特に必要と認めた事項

(付議手続等)

第9条 委員長は、指名業者選定委員会に付議すべき事案（以下「付議事案」という。）について取りまとめを行い、当該付議事案にかかる資料を付して契約課長に付議依頼する。(い)

2 前項の付議依頼は、委員会の議決後1か月以内に行うものとする。ただし、特別の事情があると委員長が認めた場合は、この限りではない。

(評定結果の送付)

第10条 第三次評定者は、評定の結果を総務部長及び契約事務を主管する課長へ送付する。

(評定結果の通知)

第11条 第三次評定者は、前条の総合評定結果について別に定める成績評定通知書により業務受託者に対して、翌年度の第1四半期終了時までには通知する。なお、臨時の委員会を開催した場合は、評定の議決後に通知することができる。(い)

(説明責任)

第12条 第三次評定者は、前条の通知を受けた業務受託者から評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。(い)

2 第三次評定者は、前項の説明を受けた業務受託者に対し、その説明に不服がある場合は総合管理業務委託等成績評定に関する苦情処理審査会設置要綱（平成24年公社要綱第18号）に基づき設置される苦情処理審査会に対し、書面により苦情申立てを行うことができる旨を知らせなければならない。(い)

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 本要綱施行後、工事等成績評定要綱（平成15年公社要綱第10号）の各規定と重複する場合は本要綱の規定を適用する。

附 則 (い)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。